戦国時代の重量単位

林　巳奈夫

【要約】従来、中国戦国時代の重量制度は甚だ複雑なものであったとされる。中でも鋝・鍰の単位重量については早く後漢時代に諸説があり、混乱が生じてゐる。筆者は戦国時代の遺物、銘文の資料を利用して鋝と鍰に関する古今の諸説を整理して誤りを正し、同様遺物の証拠によって鎰・釿の単位を確かめ、また漢代に鋝・鍰と混同されて説かれてゐる環・鈞の単位の存在を明かにした。更に湖南省長沙出土の戦国時代分銅にならって各重量制度に使はれた分銅を復原して附表の形にまとめ、戦国時代の重量・分銅制度は前記のもの、それ以外のものも大部分両銖制・鋝鍰制・環鈞制に帰し、それら相互間の換算も容易な状態にあり、重量制の全国的統一の趨勢は最終段階に進んでゐたことを明かにした。

史林　五一巻二号　一九六八年三月

昨年のことになるが、西周時代の金文に記録された賜り物を解説する必要があつて、中に出て来る金属の地金の重量単位、寽、鈞がどの位の重さを指すものか、大体の目安が得られるかと考へて戦国時代の同名の単位について調べてみた。先学の研究を読み、関係資料に当つてみるうち、先人の戦国時代の度量衡に関する同時代資料の文字の読み方や解釈に、不十分な点が幾つかあることに気付いた。新たに解読を行ひ、古くから知られてゐる文献資料や研究を併せ考へてゆくと、戦国時代の重量単位については、従来よりかなりすつきりした形で整理することが可能であることが知られた。この問題について多少とも進歩をもたらすことが出来ればと考へてこの小論を発表する次第である。

必要にせまられて短日月の間に調べ、整理したものであるから、思はぬ間違ひがあるかも知れない。専門家も居ら

れることであるから指正を賜れば幸である。

（1）長沙出土の分銅

戦国時代の重量単位を考察する上に重要な手がかりを与へてくれるのは、長沙戦国墓出土の分銅である。いづれも環状をなした青銅の分銅で、天秤と一緒に発見されてゐる。一は「長沙市出土」といはれ、一〇個の分銅があり、他は長沙左家公山十五号墓から発見され、九個の分銅がある。[1]各分銅の目方は一二七頁表、(4)、(5)欄に示したごとくである。下の三つが一単位づつ目方がふえてゆく他は倍倍の目方に作られてをり、現代の天秤の分銅と同じ制である。(4)欄の分銅の上から二番目のものには文字が二字刻されてゐるが一一六頁に記すごとくこの文字の意味は十分明かでなく、またこの長沙の分銅が如何なる重量単位に用ゐられたものかは確かめられない。

(4)欄の一番重い分銅の目方二五一・五三gを見れば何人も直ちに気付くごとく、これは秦—漢時代の一斤に相当してゐる。そこで末尾表(1)、(2)、(3)欄には漢の斤両銖制度の目方を長沙の分銅に対応させて記入した。(2)欄のgの目安は、一・五斤以下は西安市西郊高窰村出土の高奴一石権[2]から割り出した一斤＝二五六・二五gに近い値、一斤＝二五六gを便宜的に採つてある。小数点以下の端数が出なくて便利だからである。二斤以上は一斤＝二五〇gとして目安の目方が記してある。これも同様な便宜的理由による。陳夢家は秦の始皇帝が列国ばらばらであつた度量衡を統一したと詔の中で自慢してゐるにかかはらず、遺物に徴するとその統一は戦国時代に既に大体出来てゐて、それが漢時代にも引きつがれ、一斤の目方も戦国—漢時代大体二五〇g前後であつたらしいといふ見通しを記してゐる。[3]この説の当否はやがて明かにされるが、秦の両銖制については確かにさういへる。大体の目安としてはこれで大きな誤差はないはずである。(3)欄の二斤以上も、長沙戦国の分銅の制にならひ、倍倍で目方を記入した。(6)欄に示した秦権の目方[4]も十二斤、二十斤を除いてこの数字の列に入つて来るのである。

ここに表示した秦漢の両銖制、長沙の分銅から知られるこれと同じ重量単位、これらに使はれる分銅のシステムを、仮に両銖制と名づけておかう。

（2）鋝、鍰

鍰といふ重量単位については漢時代に早く諸説があり、これが鋝と混同されて混乱を増してゐる。説文に「鍰は、鋝なり」といふのであるが、鍰、鋝に関する諸説については、関野雄が次のごとく解説してゐる。

(1) 一一銖二五分の一三とする説　『説文』（巻一四上）に「鋝は十一銖二十五分銖の十三なり」とある。これは一見甚だ奇妙な数であるが、実は一〇〇鋝が三斤（一一五二銖）に相当するものとして計算されているのである。

(2) 六両一六銖とする説　右の説文の後文に「北方、二十両をもって三鋝と為す」といい、考工記冶人の鄭玄の注に「許叔重の説文解字に云う、鋝は鍰なりと。今東萊の称、或いは大半両を以て鈞と為し、十鈞を環と為す。環の重さは六両大半両なり」とある。環と鍰は音通であろう。大半両というのは、三分の二両つまり一六銖であるから、六両大半両は二〇両の三分の一と同じく、六両と三分の二両、すなわち六両一六銖に当るわけである。

(3) 六両とする説　『尚書』呂刑篇の孔安国の伝に「六両を鍰と曰う」とあり、賈逵・馬融・王肅などもそれに従っている。

大変こみ入つてゐるが、この問題を考へる上に、先づ『説文』に「鍰は鋝なり」といつてゐるのが問題である。戴震は後一一二頁に引くごとく鍰と鋝を同一とするのは誤りだといふ説である。郭沫若も⑤「古文に寽を[1]（図四文字表参照。以下この体裁の記号は同表をみよ）に作り、爰を[2]に作り、判然と二字なり。漢人誤読して混淆す」といつてゐる。ここにいふ古文とは西周の金文である。西周金文に寽字の例は多い。然し金文の爰の字は金文編に⑥辛伯鼎、虢季子白盤、散氏盤が引かれてゐるが、辛伯鼎は拓本でみてもすぐわかるごとくたがね彫りの偽刻であり、虢季子白盤も偽銘であることは我が国の多くの研究者のよく知る所である。⑦散氏盤も剔刻による字形の変形が著るしく、果して原銘がさうなつてゐたか疑問がある。即ち郭氏のやうに、金文に寽爰は金文で別字だといふことは言へない。然し鋝と鍰が字形が近く、いづれも漢代に使はれなくなつた重量単位であつたところから、漢代に誤読、混同されたであらうことは、戴震、郭沫若のいふ通りと考へられる。鍰と鋝は同じものでないといふ前提に立つて整理を試みてみよう。

そこで先づ『説文』に「鋝は十一銖二十五分銖の一三」といふのは果して鋝であらうか、それとも鍰であらうか。

この半端な数が、本来半両、一二銖であるべきなのを、一〇〇鋝が三斤といふ概数から逆に算出したからこのやうな数字が出たのだといふのは徐灝の『説文解字注箋』の説明で、恐らく誤りなからう。一二銖は附表にみるごとく、約八gである。これが鋝とすると、(4)節に記す遺物から算出した一鋝約一・二kgの値と大変な違ひがある。然し、これらは別のシステムのものとすれば、このやうな懸隔があつても不思議はない。一二四頁に記すごとく鈞、斤(斤)、環(罠)に同様な例があるからである。この十二銖の値が本当は鋝に関するものであつたか、鍰に関するものであつたかは今の資料を以てしては決定的に断定することはできない。然し、説文に鋝の目方として引かれる「二〇両を三鋝となす」といふ説は、前引関野の解説(2)を見るとわかるやうに、当時北方で行はれた「環」を音通で「鍰」と解釈し、鍰は鋝だといふ説を援用し、環→鍰→鋝といふ推理を経て成立したものなのである。説文の鋝の説解に記される一一銖二五分の一三といふ説も、鍰は鋝だといふ考へによつて、鍰の目方を援用してゐる可能性が大である。今仮に『説文』に記される一一銖二五分の一三(一二銖)といふ鋝の目方は鍰に関するものであつたとすると、以下に記すやうな説明がつくのである。

即ち、戴震は『考工記図』冶人の条に、

鍰鋝の篆体は譌り易し。説者合せて一となす。恐らく未だ然らざらん。鍰は読むこと丸の如し。十一銖二十五分銖之十三にして、垸はその仮借字なり

といふ。垸は冶人に

冶人殺矢を作る。刃は長さ寸、囲は寸、鋌はこれを十にす。重さ三垸

と出て来る。一尺を仮に約二〇cmとすると、刃の長さ二cm、周囲二cm、鋌の長さ二〇cmの鏃といふと、戦国時代から多く現れる、鋌の非常に長い三角鏃の類と思はれる。一垸を一二銖とすると三垸は約二四gである。冶人に記されるのと大体近い遺物、例へば『京都大学文学部博物館考古資料目録』三、金属製品、一二七図一番左、同一三九図のものを計量してみると、夫々一五・四五g、二五・二三gである。即ち、冶人に記される垸、即ち鍰が一二銖に当る目方の単位であつたとすると、遺物と大きな齟齬を生じないのである。鍰は鋝だといふ考へによつて、『説文』はこの鍰

の目方を鋝の説解に記したのであらうことは、ほぼ確かである。

次に前引関野解説の(3)に引かれるごとく、『尚書』呂刑「其罰百鍰」の孔安国伝に

六両を鍰といふ

とある。この鍰は果して鍰なのか、鋝なのか。戴震は『考工記図』前引の条の続きに、

鋝は読むこと刷の如し……呂刑の鍰は当に鋝となすべし。故に史記に率に作り、漢書に選に作り、伏生の大伝に饌に作るといふ。さうすると「六両」といふ値は鋝の目方であることは決定的である。

六両に当る鋝は『小爾雅』広衡にも出て来る。即ち

二十四銖を両といひ、両有半を捷といふ。捷を倍せるを挙といひ、挙を倍せるを鋝といふ。鋝はこれを鍰といふ。二鍰四両はこれを斤といふ。斤十はこれを衡といひ、衡有半はこれを秤（称）[8]といふ。称二はこれを鈞といひ、鈞四はこれを石といふ

と。ここに鍰については「倍挙曰鋝、鋝謂之鍰、二鍰四両謂之斤」とある。この文章中「二鍰四両」とある鍰は鋝であつたはづである。各単位の説明は尻取り式に記述されてゐるから、このテキストは本来「倍挙曰鋝（註、鋝謂之鍰）、二鋝四両謂之斤」となつてゐたと考へられるからである。これを附表に記入したのが(7)欄である。この表でみれば直ちにこのシステムの一鋝が六両で『尚書』孔伝の説と合致してゐることが知られるであらう。[9]

関野雄は[10]『周礼』考工記、桃氏に上、中、下制の剣の目方が夫々九鋝、七鋝、四鋝と出て来るのに着目し、夫々の制に大体入つて来る戦国時代青銅剣の遺物の目方を計り、これから一鋝の重さを割り出すと大体一〇〇g前後になることを示してゐる。六両に当る鋝の単位が戦国時代にあつたことは確かである。

さきに一垸（鍰）の単位を(8)欄の一二銖の列に記入したが、垸（鍰）の単位が使はれたとすれば、その分銅があつたはずであるから、さきの長沙の分銅のシステムにならひ、一、二、三、六、一二といふやうな分銅を表に書き込んでみる。そこで気がつくことは、この各分銅の目方は、一垸のものを除き、『小爾雅』の両、捷、挙、鋝に対応することである。十二垸（鍰）は一鋝なのである。垸の十二倍の単位が鋝と呼ばれたかどうかは証拠がないが、この分銅の

対応からみてあり得ることである。これは不確かとしても、兎も角同じシステムの分銅を用ゐた重量単位中に鍰と鋝が入つて来てゐるのである。漢時代の鍰と鋝の混乱の重要な原因は字形の近似以外にもう一つ、ここにもあつたことが推測される。

またかういふことも考へられよう。既に使はれなくなつた一垸（鍰）から一二垸（鍰）＝鋝？の一連の分銅が残つてゐたとする。これには長沙出土の分銅のごとく目方の単位が記されてゐない。これが鋝・鍰のものとわかつてゐたとしても、一鋝はどれの目方か、一鍰はどれの目方かについて、どのやうな混乱が起つたかは想像に難くないではないか。

(7)、(8)欄に示した重量単位で注目すべきことは、これに使はれた分銅が、両銖制のものの中間に挾まつて来ることである。このシステムを仮に鋝鍰制と呼ぶことにする。

なほ鋝鍰と関聯した鋝が六両一六銖だといふ説は第(5)節に論ずる。従来「郢爰」と呼ばれる貨幣の「爰」については附論に、布箋に出て来る「寽」については第(4)節に記すのでここには触れない。

（3）鎰、釿

釿は戦国時代の布銭に半釿、一釿、二釿等と記されて多く出て来る。各地鋳造の布銭で釿の単位を記したものの重さを、王毓銓の表[11]によつて通覧してみると、一釿が一六gを超えるものは極く少く、また8gを下るものもまた稀で、一〇～一二、三g程度のものが多い。[12]さきの戦国時代の分銅のシステムの表にこの釿の単位を位置づけようと試みれば、一釿は鋝鍰式の一八銖（一二g）のところに当てはまりさうである。たてまへと実際にかなりの違ひのあつたことは同じ一釿の貨幣の目方に開きのあることによつても十分うかがはれるが、これでよいかどうかは次に記す別な証拠によつて確かめねばならない。

平安邦鼎[13]に

卅三年平安邦斪客、𡨦四分、齋五益六斤半斤四分斤

とある。一二字目の文字は斉と読み、天秤量の桿が左右斉しくなるといふことで、称、衡といふのと同じ言い方と考へられる。それ以下は勿論目方の記述である。五益六斤……といふから、斤の上に益（鎰）の単位のあつたことが第

一に知られる。鎰についてはよく知られるごとく二〇両といふ説と、二四両といふ説とがある。さきに布銭によつて想定した一八銖を一釿として、長沙の分銅にならつて倍倍してゆくと、三二釿が二四両になる（附表⑽欄）。さうすると、前引鼎銘に出て来る斤（釿）の上の単位の鎰は二四両の鎰らしいと想定されるのである。

右に記した想定が正しいことは、この鼎の目方によつて証明されるのである。即ち、この鼎は現在上海博物館に収蔵され、一九八〇gあるといふ。[14] 銘文によりこの鼎の目方は五鎰六・七五釿であつたことが知られる。そこでさきの私の仮説により三二釿が一鎰とし、一鎰をxgとすれば

$$5x+\frac{6.75}{32}x=1980\text{g}$$

となり、計算するとxは約三七九・九七gと出る。これは二四両の値そのものである。二四両は一・五斤だから、二四両が三七九・九七gの時の一斤は二五二・五gで、戦国から漢の一斤の値[15]によく合致するのである。[16] 即ちさきの筆者の想定が正しかつたことが証されたわけである。

鎰、釿の単位がこれで明かになつたが、注意すべきことは、附表をみれば明かなごとくこれも第(2)節で記した鈏鍰制のシステムの分銅を用ゐる重量単位であることである。なほ平安邦鼎の銘に「六斤半斤四分斤」といふ記し方がなされてゐる所をみると、この単位の分銅には一釿の下に半釿、四分釿の分銅があつたと考へられる。附表⑽欄にこれが記入してあるのはこの判断に基づくものである。

他に、鎰には二四両、二〇両といふ説のほか、『史記』燕召公世家「子之因遺蘇代百金」の正義に引く臣瓚の説に

秦は一溢を一金と為す

とあり、『文選』王命論「所願不過一金」の注に引く韋昭の説に

一斤を一金と為す

とある。一斤が一鎰といはれることもあつたのである。陝西省興平県念流寨出土の漢代の金餅[17]は二五〇g、即ち一斤ある。一金＝一斤＝一鎰とはこの単位を呼んだものに違ひない。その内の一つに「益両半」と文字が刻されてゐる。第一の文字は或いは益（鎰）かも知れないが、報告に示された拓本が粗末なため確かめ得ない。また「益両半」と読んでも意味は取れない。

鎰に関聯した資料でもう一つ、前引長沙戦国墓出土の分

図1　長沙出土銅権銘文（北京歴史博物館1954,61）

銅のうち、第二のもの、即ち一二四・三七gのものには図一[18]の二字が刻され、「鈞益」と釈されてゐる。上の文字がどうして鈞と釈されたのか、我我の手にしうる資料からは全然見当もつかない。第二の文字は「益」即ち鎰と釈してよいと思はれる。この「益」の字は前引の平安邦鼎銘の益と殆んど同じ作りに書かれてゐる。この分銅は半斤に当り、益（鎰）は一・五斤だから、この分銅は一鎰の三分の一、即ち昔の用語でいへば「小半鎰」に当る。上の文字は読めないが或ひはこのやうな意味の文字を、他のシステムの重量制度に転用する時の便宜上註記しておいたものと解することもできよう。然し、上の文字の解釈が出来るまで、この文字の意味は保留しておきたい。

（4）　寽

六両に当る鋝の単位については第(2)節に記した。同名の単位は戦国時代の布銭にも出て来る。これは第(2)節に記したものとは別のシステムに属する。

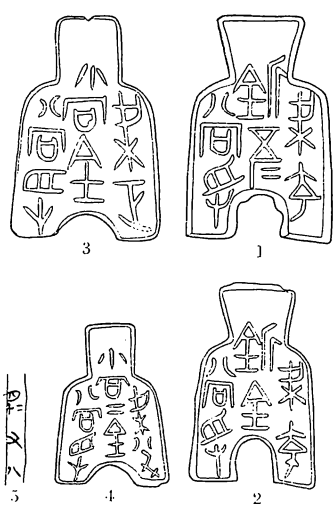

図2　梁布銭と楚簡（1, 王1957, 図版17, 4　2, 同5　3, 同7　4, 鄭1958, 124頁　5, 河南省文化局1957, 222号）

この寽の単位がどの位の重さのものかを知る第一の手がかりは、図二、1に示した布銭によつて得られる。この布銭の銘文で問題があるのは、右の行の第二字である。通常充と読まれてゐるが、充ならば下は儿に従はねばならないが、この銭文はその点が合はない。鄭家相は[19]

旧く充と釈し、或ひは奇と釈し、或ひは親と釈す。皆非なり。応に夸と釈すべし、説文に「夸、奢也、大に从ひ亐の声」と。張大の義なり。夸釿とは大釿なり

といふ。今の所この説がまづよささうである。他は別に問題ない。

梁夸釿、五十尚（当）寽

と読める。念のため説明すれば、五十は合文で、二とあるのは勿論「二」字でなく合文符号である。図二、5に示したのは信陽長台関一号墓出土の楚簡から採つたもので、「四十又八」とある。「四十」の右下にあるのが合文符号で「二」でないことは下に「又（有）八」があることから知られる。この「十」字を左に片寄せた「四十」の書き方は布銭の五十」の書き方と全く同じである。この銘文の意味は

梁の国の夸釿で、これが五十個で寽寽に当る

といふ以外に取り様がなからう。[20]

右に記した銘文の着けられた布銭の目方は、王毓銓の計つた十個のうちで最も重いのは二八・〇二g、最も軽いのは一七・四〇gといふ。[21] 平均大略二釿に相当すると予想することができる。これが五〇枚で寽に相当するといふのだから、二釿＝三六銖の五〇倍で一八〇〇銖である。一八〇〇銖は約四・七斤に当るから、一斤二五六gとして計算すると、大略一二〇〇gがこの布銭に記された一寽の値といふことになる。第(2)節に記した六両（約九六g）の鋝とは甚だしく違つた数値である。さきの鋝鍰は『周礼』考工記によつてその存在が確かめられたものである。考工記はそこに使はれてゐる方言からみて、斉人の作つたものとされてゐる。[22] 六両といふ鋝の単位は斉の制であるに対し、ここに資料とした布銭は梁、即ち魏のもので、[23] 地域が違ふし両地は通用した貨幣の形式の相違によつて経済圏の違ひも推測されてゐるのである。別の値をもつた単位があつても不思議はない。なほここに布銭から算出したこの単位は第(2)節の鋝との混同を避けるため、同時代の銘文の文字を借りて寽の文字を以て示すことにする。

さてこの寽の値を推算するもう一つ別の資料は洛陽金村から出土したといふ青銅器である。出土地からいつて周乃至韓で使はれたものに違ひない。さきの梁の布銭と同じ文化、経済圏内のものであることはいふまでもない。寽の単位で目方を記した銘文をもつたこの関係の器で目方のわかるものは次のごとくである。

① 鈁　「四斗句客、四寽廿三[illegible]、右内飲、廿一」――五四五〇g　北京清華大学蔵[24]

② 鈁　「四斗句客、四寽十三、工[3]、右内飲、廿四――五・

二二kg 京都大学人文科学研究所蔵[26]

薄く硬い鏽に覆はれるが、破損、修理なく完好。

③ 鈁 「四斗句客、四㪷廿三𣪘、𦉢、右内飲、十七」――約 $11\frac{1}{4}$ lbs.（五一〇三、〇g）王立オンタリオ博物館蔵（Reg. no. NB 3094）

修理なく完全。金属は所所鉱物質化し、鏽が斑状にあり、その一部は赤銅鉱質の部分を露すため最近除去されてゐる。一六分の一インチ×一六分の三インチの小孔が側面底に近い所にある。[27]

④ 鈁 「四斗句客、四㪷廿二𣪘、𦉢、右内飲、十五」――約 $10\frac{3}{4}$ lbs.（四八七六・二g）王立オンタリオ博物館蔵（Reg. no. NB 3200）

完好とはいへず、もともと非常に良い鋳造品でなかつたことは明かである。一つの鐶の下部から右の部分にかけて一二平方インチ以上の大きな部分が粘土で修理され、青銅器に似せた色が塗られてゐる。口縁の一部は完全に鉱物質化し、数個所でひび割れてゐる。本来あつた緑色の鏽は恐らく機械的方法を以て殆んど完全に除去されてゐる。

⑤ 鈁 「五㪷三□、四斗句客、𣪘、左内飲、八」――約 14 lbs（六三五〇・四g）王立オンタリオ博物館蔵[28]（Reg. no. NB 3093）

一つの鐶は破損し、修理されてゐる。もう一方の鐶は以前に修理されてゐたが現在は破損し、残片が器内にある。足の一面、登録番号を記入した所の上にある円形のつぎは、古代の修理の痕らしい。破損した鐶の上に小孔あり。（以下鏽の記述略）

⑥ 有蓋鼎「公左□自、重再三㪷七𣪘」――蓋七六七・五g、器二四八〇g王立オンタリオ博物館蔵[29]（Reg. no. NB 4315）

蓋は三ヶ所に縁からひび割れが入つてゐる。鏽は……（中略）。器は全般に完好。底に四分の一インチ×一六分の三インチの楕円の孔、口縁にも八分の一インチ×一六分の三インチの孔あり（以下鏽の記述略）。

この手の銘文の読み方の概略を予め説明しておくと、始めの「四斗句客」の四斗は器の容量、句客は前引平安邦鼎にも出て来たから容器の名でなく、「客を何とかするもの」といふ用途を記したものと考へられる。次の「四㪷……」はこの器の目方である。⑥に「重再（称）三㪷……」とあることから明かである。その次の[3]、𦉢は②に「工[3]」とあるから工人の名と知られる。右内飲はこの器の置かれた役所名、最後の数字は登録番号と考へられる。

四㪷廿三𣪘等とある㪷の下の単位を示す𣪘と釈した字は[4]に作られるが、何と読むべきか明かでない。郭沫若は[31]

挿、即ち捂字にして、垸と雙声をなし、兼ねて対転なり

といふが、この字は明かに升に従ひ[5]に従ふ。一体この字が如何にして挿と釈されるであらうか。李学勤は[32]粁と釈してゐるが[5]は半とみるには、どうみても「八」の要素が足りない。ここには[5]の要素は不明として𠂤としておいた。

さて①—⑥の資料をみると、②はよいとして、①は保存状況の記述がなく、④、⑤は古今の修理による目方の大きな変化が推測され、⑥も今の蓋と器がもともと一器であつたかどうかに不安がある。勿論鏽化による目方の変化の度も同一ではないであらうから、これらは寽、𠂤の単位を計算する材料としては甚だ不十分なものである。然し、④、⑤は除けても、これらの資料から𠂤の単位を無視して、寽が大略一・三〜一・一kgの間のものであつたことは先づ知られよう。

右の資料により、念のため寽と𠂤の単位を計算してみる。原理としては二つづつ総ての可能な組合せを作つて寽と𠂤の値を算出し、その平均を取ればよいわけである。寽をxg、𠂤を寽のy分の一とすると、①と②について

$$\begin{cases} 4x+\dfrac{23x}{y}=5450\text{g} \\ 4x+\dfrac{13x}{y}=5220\text{g} \end{cases}$$

の式が出来、これを解くと

$$x \fallingdotseq 1225.8\text{g}$$

$$y \fallingdotseq 53.5$$

となる。他の組合せからは残念ながら註[34]に記すやうなわけでx、yの値を算出することができない。材料の数はあつたが、これらによる確かな結論は寽の大凡の目方が一・三〜一・一kgの見当であつたことだけで、もう少し細かい数値は右の①②の組合せによるものだけで、平均値を算出する迄には至らなかつた。

然し、一寽が一・三〜一・一kgの間の目方であつたといふ結論は、先に布銭からの計算で得られた一寽一二〇〇gという値を裏付けるものであり、更に①と②の組合せで算出した一寽が一二二五・八gといふ値が布銭から算出した値と極めて近いことは注目に値ひしよう。資料が増せば当然計算しなほさるべきものであるが、こゝには四捨五入して一寽を約一・二三kgとしておきたい。

さて、もし一寽が一・二三kgといふ値が間違つてゐない

とすれば、さきの「梁夸釿五十当寽」の布銭に出て来る「夸釿」は次のやうなことになる。即ち鄭家相は夸釿は大きい釿といふ意味に解したが、夸釿はたしかに普通の一釿一二gよりも僅かに重い一二・三gの釿である。かくて夸釿の意味が生きて来るのである。[35] またさきの布銭には夸釿二釿に当る布銭が五〇枚で一寽に当る旨記されてゐる。一方、①、②の鈁に記された銘文によつて計算した所では、寽の下の単位の朋は一寽の五三・五分の一と出た。或いは朋の単位は一寽の五〇分の一で、夸釿二釿の前引布銭はこの一朋に当るのではないかといふことが考へられる。一朋の値は正確にはわからないが、これが大略二釿に当るとして、附表⑩欄の二釿の列に当る位置に一朋を記入した、この重量単位の分銅がどういふシステムになつてゐたかは明かでない。

寽は早く西周前期金文に現れる古い伝統のある重量単位である。[36] それが昔の成周(洛陽)附近の地域に永く残存してゐたのが、戦国時代度量衡の単位の統一化が進み、違つたシステム間でも換算が便利なやうに改良が行はれていつた過程で、この寽も五〇分して二釿に大体合ふやうな朋が作られ——魏が大梁に都を移した機会に、魏でもとから使はれた釿と、この地に昔からあつた寽の調整が行はれたことは大いにありうることと考へられる——これが本来の釿と区別して、夸釿と呼ばれた、と解釈をつけることができよう。

図二、1の銭文を筆者のごとく読むとすると、これと関聯のある図二、2の布幣は当然

梁の釿、金尚(当)寽

といふことになる。図二、1と殆んど同文で、たゞ「五十」に当る文字が「金」になつてゐるのだから、この「金」は数量を表はす語と取らねばなるまい。図二、1と図二、2の貨幣の目方の比は二:一であるから、[37] この「金」は五十の倍、百の意味を持つたものに違ひない。ただし「金」にこのやうな訓詁は古典に残らない。何か別の文字の仮借であらうか。

図二、2とほぼ同じ目方の布銭で図二、3のごときもの、その約半分の目方の図二、4のごときもの[38]がある。文字は夫〻

梁正⑥、金尚(当)寽

梁半⑥、二金尚(当)寽

と読まれる。6は西周以来戦国まで常に7と書かれる尚とは別字である。王は「尚」と読み、「上」の義だらうといふ[24]が誤りである。上部の「八」の劃は尚では8となるに対し、6では9に作る。故に6を7（尚）と10（上）の合文といふやうに見ることもできない。この字は小に従ひ冋に従ふとみるべきであるが、何と読むべきか明かでない。ともあれ、これらの布銭の文字は「粱の正式な6で、金（百）で寽に相当する」、「粱の半分の値の7で、二金（二百）で寽に相当する」といふ意味であることは確かである。これらはいづれも寽の単位との換算率を示してゐるのでついでに引いて解釈しておいた。

（5）環・鈞

右に記して来た両銖制、鋝鍰制の重量、分銅システムから外れるものとして、環鈞制がある。一一一頁に引いたごとく、『周礼』考工記、冶人「重三鋝」の注に鄭玄は『説文』を引いて鋝は鍰だといつた後、

今東萊の称に或ひは大半両を以て鈞となし、十鈞を環と為す。環は重さ六両大半両（六両三分の二両）なり

といひ、後漢時代山東半島に残存してゐた環を以て鍰を解釈してゐる。説文には

鋝……北方二十両を三鋝となす

といふ。即ち一鋝は山東半島に残つてゐたといふ環と同じく六両大半両である。説文は鍰は鋝だといふ解釈をとつてゐるから、鄭玄が引くのと同じ環の制が北方、即ち戦国時代の燕、趙の領域に残つてゐたのを鍰と解し、鋝の説明に使つたものと考へられる。山東半島や燕、趙の地域に後漢時代に行はれてゐたこの環の単位は、戦国時代これらの地域で行はれた重量制度がこの頃も残存してゐたと考へて差支へなからう。これらの地は刀銭の流通した地域であり、同じ重量単位が使はれてゐた必然性が認められる。

附表⑿欄には右の環と鈞を両、銖と対応する所に記入してある。この重量制度が実用されるためには、附表に記入したやうな単位の分銅が用ゐられたはずである。一鈞以下は同時代に何といふ名称の単位が用ゐられたかわからないので、便宜上「銖」の単位で記入してある。環から上の分銅を記入してみると、三環で両銖制の二〇両の所に合致する。説文に「二十両を三鋝（＝鍰＝環）となす」とあるの

はこの換算に便な分銅を用ゐて言つたものと知られる。二〇両はこのやうに環鈞制と両銖制の換算に端数の出ない便利な目方である点、両銖制と鎰釿制の廿四両と同様な地位を占めてゐる。一鎰、一金が廿両といはれ、また廿四両が一鎰ともいはれる。これは重量制度の違つた所でもすぐ通用する便利な重さの単位といふことで定められたものと知られるのである。

環鈞制は、両銖制またはその中間の目方の分銅を使ふ鋝鍰制と、分銅の目方にずれがあり、他の制の間の換算は複雑なのではないかと思ふと、さうではない。表の(11)欄の両銖制、鋝鍰制の分銅に対応する所に(　)内に入れて記したごとくで、環鈞制の分銅を使つて他の両式の分銅に対応する目方を端数なしに計ることができたのである。戦国時代の商人や役人も、ちよつと頭を使へば、或ひは頭を使はなくても簡単な表を用意しておけば、自分の使ひなれた分銅を使つて別の地域で使はれる違つた呼称の目方を計ることができたのである。

なほ右とは別に環といふ単位を記したものとして「半罌」の円銭がある。[40] 関野雄が形式からみて先秦時代のもので、「半」字の字体から秦のものか、といふ[41]ものである。この罌について李佐賢[42]は罌を圜と読み

半圜の言は古の圜法の半にあたるべし

といふ。圜法とは『漢書』食貨志下に

太公周の為に九府の圜法を立つ

といふものだが、圜法の圜が銭だといふ李奇の説は古く顔師古によつて否定されてゐるもので、「半罌」の罌の説明としては不適当である。加藤繁[43]はこの説に従ひ、

半円は一円に対する語であるから、当時半円なる銭と一円なる銭が並び行はれたことは、恰も方足布に虞半釿と虞一釿とがあり……があつた如くであらう。されば現在「一円」なる銭は伝はらないけれども、半円銭の存在はやがて一円銭の嘗て存在したことを証するものと見て差支へないであらう。さうして一円といふ名称は勿論一個の円、一個の円単位の貨幣の義であつて、此の場合円なる語は既に円形を意味せずして貨幣其の物を意味すると見ねばならぬ

といふ。折角の説であるが従ひ難い。虞の半釿、秦の半両といつた貨幣の釿、両が重量の単位であることは疑ひない。然らば同語法の「半罌」の罌も重量単位でなければなるまい。

「半罌」の貨幣の目方は日本銀行所蔵の標本五個につい

て計つていただいた所では五・二～七・四gある。貨幣が名目より重いことも考へ難いことであるから、半瑮は九銖6gの線には乗るまい。この目方によつて瑮の単位重量を推測すると、大体半瑮は半両、即ち一瑮は一両に当るのではないかと考へられる。秦の領域で、両を瑮と称した地でも作られたものであらうか。

瑮は垸乃至は鍰と音が通ずるが、この瑮はその倍の目方の単位であつたらしい。またこれに玉扁をつけた山東半島の環とは全く異なつた体系に属するものと知られた。環と混同しないやう瑮の文字を用ゐて附表(9)欄に記入しておいた。

（6）錙・錘

戦国時代の重量制度は大変複雑さうに見えるにもかかはらず、実際はさうでもなかつたことが明かになつて来た。

先秦時代における重量の制は甚だ複雑で……さらに「錘」には六銖・八銖・一二両の三説、「錙」に至つては六銖・八銖・一二銖・六両・八両の五説があり、その紛々たること驚くばかりである[45]

といはれる錙・錘について見てみよう。

錙についての諸説は次のごとくである。

六銖―『説文』「錙、六銖也」

『淮南子』説山訓「有千金之璧而無錙錘之礪諸」注、同「冠錙錘之冠、履百金之車」注「六銖曰錙」

八銖―『広韻』、「八銖為錙」

一二銖―『風俗通義』「銖六則錘、錘暉也、二錘則錙、錙殲也、二錙則両也」

六両―『淮南子』詮言訓「雖割国之錙錘以事人」注「六両曰錙」

八両―『礼記』儒行「雖分国、如錙銖」注「視之輕如錙銖矣。八両曰錙」

錘についての諸説は左のごとくである。

六銖―『風俗通義』「銖六則錘」

八銖―『説文』「錘、八銖也」『淮南子』説山訓「有千金之璧而無錙錘之礪諸」注「八銖曰錘、言其賤也」

一二両―『淮南子』詮言訓「六両曰錙、倍錙曰錘」

これを附表(9)欄に記入してみた。前引『淮南子』『礼記』の注にいふごとく、錙、錘はその値が安いことをいふのであるから、『礼記』儒行、『淮南子』詮言訓の注に「両」の単位を使つて説明してゐるのは、恐らく「銖」の誤りであらう。それはおくとしても、ここで注意されることは、錙、

錘については諸説があるが、その単位はいづれも両銖制、鋝鍰制、環鈞制いづれかの分銅の線上に載つてゐて、外れたものは一つもないことである。これは次のやうに解される。即ち、「両」以上の大きい単位とのつながりがわからない、錙、錘といふやうな僅少な重量単位についての多くの説も、前記三制の重量・分銅制を外れたものがないことは、戦国時代の重量制にはこの三制から外れたものがどうもなかつたらしいことを有力に示唆するものであらう。また諸説があるにもかかはらず、この三制の線の上に載つて来ることは、これらの重量が誤伝によつて分岐したといふより、戦国時代に実際に異る重量に対して錙、錘の名称が用ゐられてゐたと解すべきことを示すもののごとくである。

錙に関する実物の資料として「両甾」円銭がある。四川省巴県冬笋壩四九号墓から一包みにされた半両銭と混つて出土してゐるので、秦後期の貨幣とされてゐる。[46]両甾銭八例を測つた結果、表裏共凸帯のない類を除くと、七・二～五・三gの間の目方がある。[47]この目方及び巴県冬笋壩四九号墓で半両銭に混つてこれと一緒に一包みにされてゐた事実から、両甾が半両に当る目方とされてゐたであらうことは疑ひなからう。両甾、即ち二甾が半両だから、一甾は四半両、六銖に当る目方と考へられる。[48]『説文』、『淮南子』説山訓注の錙が六銖だといふのは、この秦の制に当るものである。

(7) 結び

戦国時代の重量制度はたしかに単一な制度で統一されてはゐない。目立つものでも秦の両銖制、三晋の鎰釿制、斉の鋝鍰制、山東半東、燕趙の環鈞制、周の周辺の寽舠制が数へられ、三種の異なつた分銅システムのもとでひとしく用ゐられた錙、錘といつた小単位に対する名称もある。またその属するシステムは別であるとはいへ、鋝と寽、垸(鍰)と環と睘、釿と斤、一六銖の鈞と三〇斤の鈞等、異なつた単位を指すのにまぎらはしい名称が使はれてゐる。然し(1)―(6)節にわたつて記したごとくにこれらを解し、またこれを附表のごとくまとめて見れば、これらは始めの印象程には複雑ではなかつたのである。単位重量の名は多岐にわたつてゐるとはいへ、それらの大部分は三種の分銅制度に帰せられ、それら相互間の換算の操作は右に見たごとく一向に面倒なことはないのである。

戦国時代の、地域によつて異なるこの重量制度間の比較的換算し易い状況は、勿論通商上の便宜のために人為的に調整された結果であるに違ひない。例へば両銖制で三〇斤を一鈞とするといふ三〇斤といふ数は、両銖制の中で利便があるわけではない。これは戦国時代の、前に明らかにした三つの主要な重量・分銅システム夫々の一斤＝三八四銖と一鎰＝五七六銖と一環＝一六〇銖の最小公倍数一一五二〇銖が三〇斤なのであり、これは一鈞＝二〇鎰＝七二環という換算に便な数値といふことから撰ばれたものであることは明かである。西周時代以来の古い伝統を持つた地域の寽が、二釿に近似した値の𠛬に約五〇等分されてゐるといふのは、戦国時代の重量制の趨勢にもかかはらず、すつきり調整され損つたものである。寽が他の重量と異なり、不自然な下位単位に分割されてゐるといふのは、この単位がその名称だけでなく、目方そのものも古い伝統を固持してゐたことを示すものと考へられよう。他の重量制度のごとく便利な形に調整され損つたため時代からとり残され、戦国の末を待たずに消滅してしまつたものと考へられる。漢時代の鋝の訓詁にこの一・二三kgに当る訓詁が見出せないのはこのためであらう。

なほ度量衡といつたものは、物差や枡、分銅、その他実物の証拠が豊富に出そろつて来れば、考証や推論を殆んど必要としない単純な問題である。かういつた問題について資料不十分な現段階において知的遊戯を行はうとは考へない。この小論は資料の整理を行ひ、見通しを立ててみたに過ぎないものである。これは将来の資料の増加によつて当然訂正されるべき試案にすぎぬことを注意しておく。

最後に資料を提供された日本銀行標本貨幣係、京都大学文学部博物館、王立オンタリオ博物館の関係の方方、研究に示唆、批評を賜つた京都大学人文科学研究所の方方に感謝の意を表したい。

附論　所謂「郢爰」、「陳爰」の爰について

通常郢爰、陳爰等と名づけられる遺物は、戦国時代に楚の領域を中心に使はれた黄金の地金で[49]、文字は刻印され、板チョコのやうに方形に切つて使用するものであることはよく知られるごとくである。ここに刻印された文字のうち、図三、1の右側の文字が郢で楚の国都の名であることは問

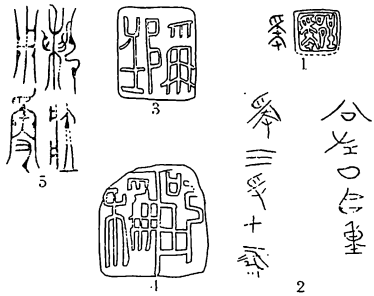

図3　戦国「爯」字関係資料（1，白1957，図1，　2，White 1939, Pl. 187. 9　3，北京歴史博物館 1954，図64　4，同図65　5，于1957，13，1）

題あるまい。左側の文字は方濬益が爰と釈し、鍰と読んで以来、[50]研究者はみなこの読みを採ってゐる。[51]加藤繁はこの文字のある金板の標本四〇個の目方を計り、これらの「重量は切り方と厚さの如何によつて定つたので一概には云ひがたいけれども、二字完全に切取られたものについてみれば、文字小なるものは三匁余、中のものは四匁余、大なるものは五匁にも及んだ」[52]といふ。グラムでいへば一一―一九gの間である。そしてこれが十一銖二十五分の十三といふ鍰の目方より重いから「郢爰の爰を爰（鍰）といふ目方の単位を示したものと観ることが出来ぬ」とし、爰は金の意味だつたらう、といふ意見を出してゐる。[53]

この所謂「郢爰」の目方が重量単位の鍰と合はないのは当然である。この文字は「郢爯」と書いてあるのだからである。金板の文字は肉太で筆劃がわかりにくいから、図三、1の左にわかり易く写しておいた。この文字はさきに一一八頁⑥に引いた鼎銘（図三、2）にも用ゐられてゐる。「重爯三寽七釿」とある爯は称の省体で、いふまでもなく天秤で量ることである。問題の金板は必要に応じてたがねで切り、目方を称つて使ふ黄金だから爯（称）と名づけられてゐると考へられる。

ここに爯と読んだ文字は、西周金文の爯字[54]と比べると、下に「又」の要素が余計に加はつてゐる。一種の繁体である。これがやはり爯と読むべき字であることは次の資料によつて確かめられる。即ち、長沙附近の前漢の墓から「郢爯、郢称」の文字のある陶板が多く発見されてゐる[55]（図三、3、4）。この文字が郢爯、郢称であることは誰の目にも明かで、またそれ以外に読んだ者はない。このやうな字体で刻印した漢代の黄金製品は現在に至るまで発見されてゐない。さうすると、戦国時代に行はれた、墓に「郢爯」の文字を刻した金板ないし、大多数の場合その陶製の明器を副葬する習慣が、金板の行はれなくなつた漢代にも存続し、陶板に捺す文字は同じ「郢爯」でも今様に書かれるやうに

戦国時代の重量単位（林）

(12) 環鈞制	(11) 寽胭制	(10) 鎰鈞制	(9) 睘錙鍾					(8) 鈞鍰制	(7) 小尓雅廣衡	(6) 秦權	(5) 長沙左家公山十五号墓權	(4) 長沙戦国墓權	(3) 漢両銖制	(2) g.の目安	(1) 銖換算
									鈞				1鈞(4石)	120Kg.	184320銖
									石	1石			1石(4鈞)	30Kg.	46080銖
													32斤	8Kg.	12288銖
72鍾		20鍾							鈞	30斤			1鈞(30斤)	7.5Kg.	11520銖
										24斤 20斤			24斤	6Kg.	9216銖
									程	16斤			16斤 15斤	4Kg. 3.75Kg.	6144銖 5760銖
										12斤			12斤	3Kg.	4608銖
									衡	8斤			10斤 8斤	2.5Kg. 2Kg.	3840銖 3072銖
													6斤	1.5Kg.	2304銖
12鍾	1寽(50-22) 1.25Kg.									4斤			4斤	1.25Kg. 1Kg.	1920銖 1536銖
													3斤	0.75Kg.	1152銖
6鍾										2斤			2斤	0.6Kg. 0.5Kg.	960銖 768銖
(1鍾) 3鍾		1鍾(32鍾)											1.5斤(24両) 1.25斤(20両)	384g. 320g.	576銖 480銖
(2鍾) 2鍾										1斤		251.53g.	1斤(16両)	256g.	384銖
2鍾 1鍾		16鍾			鍾								12両	213.3g. 192g.	320銖 288銖
(1鍾) 1鍾(16鍾)					鍾	鍾					125.00g.	124.37g.	8両(96斤)	128g. 106.6g.	192銖 160銖
(8鍾) 8鍾		8鍾			鍾			12鍾(1)	鍾				6両	96g. 85.3g.	144銖 128銖
(4鍾) 4鍾											61.88g.	61.63g.	4両	64g.	96銖
(4鍾) 4鍾		4鍾						6鍾	鍾				3両	48g. 42.6g.	72銖 64銖
(3鍾)											31.25g.	30.28g.	2両	32g.	48銖
(2鍾) 2鍾	1鍾	2鍾						3鍾	鍾				1.5両	24g. 21.3g.	36銖 32銖
(1鍾)			両				鍾	2鍾	両		15.47g.	15.55g.	1両(24銖)	16g.	24銖
(1鍾) 1鍾(1鍾)		1鍾	鍾										16銖(半両)	12g. 10.6g.	18銖 16銖
			鍾					1鍾(鍾)			8.13g.	8.04g.	12銖(半両)	8g.	12銖
8銖		半鍾		鍾	鍾	鍾							9銖	6g. 5.3g.	9銖 8銖
			鍾	鍾		鍾	鍾				4.69g.	3.37g.	6銖	4g.	6銖
4銖		4分鍾											4.5銖	3g.	4.5銖
											1.94g.	1.94g.	3銖	2g.	3銖
2銖											1.34g.	1.33g.	2銖	1.33g.	2銖
1銖											0.81g.	0.69g.	1銖	0.66g.	1銖

戦国時代重量・分銅表

なつたのが、図三、3、4の遺物に違ひないのである。「郢爯」の爯が称と読まれたことも、また「郢称」の陶板の存在によつて裏付けられるのである。

鋝、鍰の重量単位に関聯して研究者の頭を長い間混乱させ続けた「郢爰」の問題は、文字の読み誤りに起因するもので、実は頗る簡単に片附くことだつたのである。

なほここに爯と読んだ文字は戦国時代の者汈鐘銘にも使はれてをり（図三、5）、郭沫若はこれを鬲と釈し、鬲即ち亂の初文としてゐる。これも改むべきである。

図4　引用文文字表

① 北京歴史博物館一九五四、図版六一。湖南省文物管理委員会一九五四、七。関野一九五六、四五七―八に早く紹介されてゐる。

② 陝西省博物館一九六四、四五。

③ 陳一九六四。

④ 八斤、一六斤、二〇斤、二四斤の権は、劉一九三五、一一、六―一〇、三〇斤の権は陳一九六四、三一三引、一石の権は羅一九三一、中、三六―七及び陝西省博物館一九六四。これらは目方が銘文に記されてゐるものである。他に劉一九三四、度量衡、一二、一四には夫々十二斤、二斤の秦始皇詔権が著録されてゐるが銘文には目方が記されてゐない。実物の目方から判定して命名したのであらう。一斤、四斤は関野一九五六、四二四による。これも実物の目方の実測によるもので、銘文には記してないものである。

⑤ 郭一九五四、二八八―九。

⑥ 容一九五九、四、一七。

⑦ 虢季子白盤は器形は鑪、即ち火鉢であるのに「宝盤を作る」とある点が滑稽であり、字体は清朝人の習気が強い。

⑧ 胡承珙『小爾雅義証』一三巻に『按、秤俗字、当作称、御覧八百三十引孔叢子曰、斤十二謂之衡、衡有半謂之称、「斤十」下衍『二」字』と。

⑨ なほこの小爾雅に、鋝の次に斤が出て来るのは、斤との関係を注記したもので、鋝の上の単位が斤であるといふのではないと考へられる。

⑩ 関野一九五六、四三八。

⑪ 王一九五七、八一頁。

⑫ 汪慶正は（汪一九六五、三一）「自分は上海博物館所蔵の全部の釿布を計つてみたところ、基本的には王書（王一九五七）の記すところと近かつた。少数の例外を除き、一般に「一釿」布は一二～一五g前後で、半釿布は五～八g前後である」といふ。然し具体的データをあげてゐないので利用できない。

⑬ 羅一九三六、四、二〇。劉一九三五、三、一一―二に釈文あり。呉一八七二―三、二一に銘文模写あり。

⑭ 汪一九六五、三三

⑮ 陳一九六四、三一三。

⑯ 汪慶正は（汪一九六五、三一―二）尖肩空首大型布に「□□黄釿」と鋳出したものがあり、これが釿布の最も古い形式であるから、「釿」の量目に最も忠実で、「釿」の目方の単位の標準となしうるに対し、その後のものは目方が減少してゐると考へた。そして大型の尖肩空首布を計つた結果、釿の目方の単位は三四～七g見当と考へ、それによ

つてさきの平安邦鼎の銘を利用して一鎰の値を計算し、三四八・七五gと出した。汪のこの説は従ひ難い。尖肩空首布には「某某釿」と記されてゐて、何釿と数値が明記してない。釿は金と同じことで「青銅貨幣」というだけの意味（王一九五七、八〇頁注②）である可能性が大である。また汪の計算し~~た~~一鎰三四八・七五gを、一鎰二四両で計算してみると一斤は二三二・五gに、二〇両で計算してみると二七八・六gとなり、いづれも一斤二五〇g前後といふ標準と全く合はないのである。

⑰ 朱一九六四、三六。

⑱ 北京歴史博物館一九五四、図六一のほか、平凡社、世界考古学大系編集に当り、中国科学院考古研究所から平凡社に贈られた同書同図版写真焼付を参照して模写した。

⑲ 鄭一九五八、一二三。

⑳ 従来実に様様な読み方がなされてゐるが、一一挙げ切れない（丁一九三八、下、一七―二一）。譬へば「これが十二銖の目方の貨幣五個に相当する」とか「この釿が一枚で五釿で、二枚で十釿に当る」とか（関野一九五六、注29所引）、「この銭が五釿に当り、十二孚に相当する」とか（王一九五七）。いづれも鋝は鍰だといふ誤った旧説にとらはれた所もあるわけであらうが、それにしても戦国時代の文字に対する知識の程が疑はれる。

㉑ 王一九五七、三五。

㉒ 江永『周礼疑義挙要』考工記、一。

㉓ 関野一九五六、四四〇。

㉔ 朱一九五六、一三六。

㉕ 梅原一九三七、図版一七。

㉖ White 1939, Pl. 110, no. 249 ; Pl. 186, 6a.

㉗ 以下は筆者の問合せに対し、同博物館副館長 Barbara Stephen 女史の好意により、同館技官 Cadance Coates 女史に御提供いただいたデータである。記して感謝の意を表したい。

㉘ White 1939, Pl. 111, no. 250 ; Pl. 186, 6c

㉙ White 1939, Pl. 186, 6e

㉚ White 1939, Pl. 101, no. 232a ; Pl. 187, 9

㉛ 郭一九五七、考釈一三。

㉜ 李一九五九、六二―三。

㉞ ①と③は銘文に同じ目方が記されながら、実際の目方が違ふから、②と③は③の方が銘文に記される目方の数値が大きいのに、現在の目方は②より軽いから、夫々計算することが無意味である。残る①と⑥、②と⑥、③と⑥の組合せの内、①と⑥で計算するとyが約一〇・八となりyは①、③より二三より大でなければならないので、これは都合が悪い。②と⑥で計算するとyが二・一と出てこれも同様都合が悪く、③と⑥でもyが一二・〇となり、同様都合が悪いのである。

㉟ 釿と夸釿の差は僅かであるから、貨幣の遺物からはその違ひを見出すことができないのである。

㊱ 郭一九五四、二八九。

㊲ 王一九五七、三五。

㊳ 同右。

㊴ 王一九五七、三六。

㊵ 王一九五七、図版四二、11。

㊶ 関野一九六二、七九。

㊷ 古銭匯、利、二。

㊸ 加藤一九五二、一六―七。

㊹ 圜銭no. 五四　七・三g
〃 no. 五五　七・四g
〃 no. 五六　七・三g
〃 no. 五七　五・八g
〃 no. 五八　五・二g

これらの標本及び注㊼に引く標本の計量に当つては日本銀行調査局主査妹尾守雄、同広瀬武両氏の手をわづらはせた。記して御厚意に感

謝の意を表したい。

㊺ 関野一九五六、七九。

㊻ 沈、王一九五五、五三。馮等一九五八、九〇。

㊼ 京都大学文学部博物館蔵（同考古資料目録三、二五四頁、五三六h）

六・五八g

日本銀行蔵。

*圜銭no. 九〇　七・〇g

*〃 no. 九一　七・二g

〃 no. 九二　五・六g

*〃 no. 九三　六・六g

〃 no. 九四　六・五g

〃 no. 九五　五・三g

×〃 no. 九六　四・二g

*　表裏共に縁に凸帯あり。

無印　表のみ縁に凸帯あり。

×　表裏共縁に凸帯なし。

㊽ 関野一九六二、七八に両甾銭について

『説文』に「錙は六銖なり」とあるから、「両錙」は一二銖つまり半両に等しい。……またその（四川巴県発見の両甾銭、筆者注）重さの四・八瓦が一二銖に当たるとすれば、二四銖の一両は九・六瓦となり、統一前の秦における重量単位と完全に一致する。とあるが、巴県発見の両甾銭の目方は報告中に見出せなかった。報告の写真（馮等一九五八、図版八、12）記述（沈、王一九五五、五三頁）によるとこの両甾銭は縁に凸帯があるが、京大、日銀所蔵のこの形式の貨幣は「四・八瓦」より重い。「一両が九・六瓦」といふのも何かの思ひ違ひと思はれる。

㊾ 関野一九六二、八七―九二。

㊿ 方一九三五、二九、二八―九。

(51) 加藤一九五二、二一―二、白一九五七、王一九五七、八五―六、鄭一九五八、一九九―二〇〇、張一九五九、関野一九五六、四四〇―一、関野一九六二、八八等。

(52) 加藤一九五二、二一―二。

(53) これ以外の目方の資料は王一九五七、八九、張一九五九、一一―二にみられる。

(54) 加藤一九五二、二六―七。

(55) 容一九五九、四、一五。

(56) 関野一九六二、九二。

(57) 郭一九五八、四。

引用文献目録（著者名五〇音順）

于省吾一九五七、商周全文録遺、北京

梅原末治一九三七、洛陽金村古墳聚英、京都

王毓銓一九五七、我国古代貨幣的起原和発展、北京。

汪慶正一九六五、一五年以来古代貨幣資料的発現和研究中的若干問題、文物一九六五、一、二六―三六。

郭沫若一九五四、毛公鼎之年代、金文叢考、北京、二五五―三〇一、

郭沫若一九五七、両周金文辞大系図録考釈、北京。

郭沫若一九五八、者汈鐘銘考釈、考古学報、一九五八、一、三―六。

加藤繁一九五二、支那経済史考証、上、東京

河南省文化局文物工作隊第一隊一九五七、我国考古史上空前的発現、信陽長台関発掘一座戦国大墓、文物参考資料一九五七、九、二一―三二。

呉大澂一八七二―三、恒軒所見所蔵吉金録

湖南省文物管理委員会一九五四、長沙左家公山的戦国木槨墓、文物参考資料一九五四、一、二、三―一九。

朱捷元一九六四、陝西省興平県念流寨和臨潼県武家屯出土古代金餅、文物一九六四、七、三五―八。

朱徳熙一九五六、洛陽金村出土方壺之校量、北京大学学報、人文科学、一九五六、四、一三五―八。

関野雄一九五六、先秦貨幣の重量単位、中国考古学研究、四一九―五九。
関野雄一九六二、先秦貨幣雑考、東洋文化研究所紀要、二七、五三―一〇五。
陝西省博物館一九六四、西安市西郊高窰村出土秦高奴銅石権、文物一九六四、九、四二―五。
張蒲生一九五九、江蘇「郢爰」、文物一九五九、四、一一―二。
沈仲常、王家祐一九五五、記四川巴県冬笋壩出土的古印及古貨幣、考古通訊一九五五、六、四八―五四。
陳夢家一九六四、戦国度量衡略説、考古一九六四、六、三一二―四。
鄭家相一九五八、中国古代貨幣史、北京
丁福保一九三八、古銭大辞典、上海。
白冠西一九五七、郢爰考釈、考古通訊一九五七、一、一一二―五。
馮漢驥等一九五八、四川古代的船棺葬、考古学報一九五八、二、七七―九五
北京歴史博物館一九五四、楚文物展覧図録、北京。
方濬益一九三五、綴遺斎彝器款識考釈、上海
White, W. C. 1939, *Tombs of Old Loyang*, Shanghai
容庚一九五九、金文編、北京。
羅振玉一九三一、貞松堂集古遺文補遺。
羅振玉一九三六、三代吉金文存。
李学勤一九五九、戦国題銘概述（中）、文物一九五九、八、六〇―三。
李佐賢、古銭匯。
劉体智一九三四、善斎吉金録。
劉体智一九三五、小校経閣金文拓本。

（京都大学助手）

Eigenarten der griechischen Sprache. Die Mythologie bezieht sich hauptsächlich durch die Gewerbe auf die Natur. Es sind aber keine wichtigen Mythen in bezug auf die Fischerei und das Meer. Dagegen sind die auf die Viehzucht bezüglichen Mythen sehr reich und wichtig, und die Mutter Erde ist der Ursprung des Weltalls. Für die Griechen ist die Erde, worauf die Menschen stehen, die wichtigere Gottheit als der Himmel und die Sonne. Damit sind die Bedingungen der den Menschen nahen Umwelt notwendig in der Mythologie ausgedrückt.

Chinese Weight Unit in the Warring States Period

by

Minao Hayashi

The weight unit system in the Warring States period has been very complicated, among which different opinions about unit weight of Lüeh 鋝 and Huan 鍰 should be found as early as the Eastern Han 後漢 era, being in confusion.

This article shall explain to correct mistakes by arranging many theories of all ages about Lüeh and Huan thanks to the resources of remains and inscriptions in the Warring States period to confirm the unit of I 鎰, Chin 釿 units through the same remains and to clarify the existence of the unit of Huan-Chün 環・鈞 confused with Lüeh and Huan in the Han dynasty; and to restore and make a supplement list of balance weights used in each weight system after the balance weight in the Warring States period from Changsha Hunan Province.

The weight and balance weight system in the Warring States period shall be explained with the assumptson that the above-mentioned and others largely came to the systems of Liang-shu 両・銖, Lüeh and Huan and Huan and Chün 環・鈞, were in an easy condition of conversion in each other, and had been in the last stage of the unification trend of the weight system in the whole country.